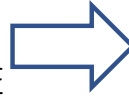


入院費・食事代について

限度額適用認定証

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証



所得に応じて医療費負担額が軽減される制度となります。
また、被保険者の方が非課税であれば、医療費・食事代が軽減されます。

上記は医事課窓口にご提示いただき初めて適用となるものです。

ご提示のない場合、遡って適用する事はできないため、ご提示いただいた月からの適用となりますので、ご注意ください。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事代	長期入院
区分ア	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円	550円	/
区分イ	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円		
区分ウ	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円		
区分エ	57,600円			
区分オ	35,400円	24,600円	270円	220円

◆区分オ→被保険者が市町村民税の非課税者等

◆長期入院→直近1年間の入院期間が90日以上(要手続・申請の翌月より適用)

70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事代	長期入院	外来費
現役並Ⅲ	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円	550円	/	/
現役並Ⅱ	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円			
現役並Ⅰ	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円			
一般Ⅱ	57,600円				
一般Ⅰ				18,000円	
区分Ⅱ	24,600円	/	270円	220円	8,000円
区分Ⅰ	15,000円	/	130円	/	8,000円

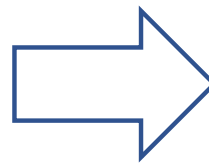
◆区分Ⅱ→被保険者が市町村民税の非課税者等

◆区分Ⅰ→所得が一定基準以下

◆長期入院→直近1年間の入院期間が90日以上(要手続・申請の翌月より適用)

【手続き方法】

保険	手続き場所
<input type="checkbox"/> 国保・後期高齢者	各市町村役場
<input type="checkbox"/> 中央建設・全国土木	職場
<input type="checkbox"/> 社会保険(協会けんぽ)	協会健保(指定用紙あり)
<input type="checkbox"/> 社会保険(組合・共済・自衛官)	職場
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	医事課窓口にて端末操作後、その場で適用します。



同意いただく事で
所得区分を確認することができます。

※保険者との連動に時差が生じている場合があります。その際はお伝えした区分と変更となる事も考えられますので、ご了承下さい。

発行された認定証は、速やかに1階・受付窓口へご提示ください。
FAXでの提出も可能ですが、後日原本をご提示ください。
(TEL 0172-87-1221 FAX 0172-87-1228)